

介護老人保健施設なつみの郷（介護予防）通所リハビリテーション運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団豊寿会が開設する介護老人保健施設なつみの郷（以下「当施設」という。）において（介護予防）通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所は、要支援及び要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、（介護予防）通所リハビリテーション計画を立てて実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所では、（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急のやむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体の拘束を行わない。

3 事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 事業所では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設所在地は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------------|
| （1）施設名 | 介護老人保健施設 なつみの郷 |
| （2）開設年月日 | 平成30年12月1日 |
| （3）所在地 | 千葉県船橋市夏見台4丁目24番1号 |
| （4）電話番号 | 047-439-7230 |

（従業員の職種・員数）

第5条 当施設の従業員の職種・員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-------------|------|
| （1）医師（管理者） | 1人 |
| （2）看護・介護職員 | 5人以上 |
| （3）理学・作業療法士 | 1人以上 |

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる管理・指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び身体状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学・作業療法士は、入所サービス利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、(介護予防)通所リハビリテーション利用者に対し、利用者の自宅に赴き、(介護予防)通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施を行う。

(営業日、営業時間及び通常の事業実施区域)

第7条 (介護予防)通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を含む、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
(12/31～1/3を除く)
- (2) 営業日の午前9時45分から午後4時00分までを営業時間とする。
- (3) 通常の事業実施区域は、船橋市とする。

(利用定員)

第8条 (介護予防)通所リハビリテーションの利用定員数は、50名とする。

(サービス内容)

第9条 事業所は、医師、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びそのリハビリテーションを行う。

- 2 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用料等)

第10条 事業所が第9条に定めるサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該(介護予防)通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 食事の提供に要する費用については、700円を徴収する。
- 3 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
事業所の実施地域を超える地点から、片道1キロメートルあたり 100円(税別)
- 4 オムツ、日用生活品費、日常娯楽費、その他日常生活において必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、別紙料金表のとおりとする。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者及び身元引受人に対して事前に文書で説明した上で、利用同意書に署名(記名押印)を受けることとする。

(身体拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用

者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止等）

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第13条（介護予防）通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 飲酒は禁止とする。
- (2) 喫煙は喫煙コーナーのみでおこなう。
- (3) 火気の取り扱いは喫煙時のみとする。
- (4) 所持品・備品の持ち込みは、最小限にして油性マジックで名前を記入してもらう。
- (5) 金銭・貴重品の管理は、なるべく持ちこまないようにしてもらう。
- (6) 宗教活動は禁止とする。
- (7) ペットの持ち込みは禁止とする。
- (8) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (9) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所事務長を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 所轄消防機関との連絡を密にして、通報、非難誘導、及び消火に関する訓練を年に2回以上実施する。
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底を随時行う。
- (6) 従業員、利用者並びに利用者のご家族に周知する。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

- 第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 16 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業員に対する定期的な研修を実施する。
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

- 第 17 条 職員は、関係法令及び諸規律を守り、業務上の指令命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第 18 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保すること。

(職員の勤務条件)

第 19 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団豊寿会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 16 条 職員はこの施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 20 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適性に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻りの設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 管理栄養士・調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 21 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については施設内に掲示する。

- 2 (介護予防)通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人豊寿会介護老人保健施設なつみの郷の役員会において定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成 30 年 12 月 1 日より施行する。

この規定は、令和元年 6 月 1 日より施行する。

この規定は、令和元年 7 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 2 年 8 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 3 年 1 月 20 日より施行する。

この規定は、令和 4 年 1 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 5 年 3 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 5 年 6 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。